

あなたと議会



2013
178号
5月24日発行

紙面で見える鹿沼市議会活動報告
市政を問う
議会からあなたへ



左/「祭」だワッショイ (撮影場所:今宮神社、撮影者:谷中恵子議員)
右/「医王寺金堂落慶法要」(撮影場所:北半田、撮影者:鰐原一男議員)

紙面で見ると 鹿沼市議会 活動報告!!

事業仕分けは、各常任委員会の所管事業から3事業ずつを選び、12事業についてその目的や効果、行政側の説明責任を徹底し、事業の改善等を求めました。

事業仕分けを行いました。

鹿沼市の事業として本当に必要なのか、行政資源は有効に使われているのか。4つの常任委員会に分かれて、議論を行いました。



私たちは、事業効果だけでなく、市が実態をどれだけ理解しているかを問いかけました。

議会だよりを読む人が、見やすく、関心を惹く紙面づくりを目指しています。



船生委員長

広報広聴委員会

議会報告会・意見交換会の開催や運営などを担当する組織です。

議会だよりのリニューアル

議案に対する議員の賛成反対を掲載し、見やすいレイアウトに見直しました。



コーディネーター
谷中委員長



コーディネーター
赤坂委員長



コーディネーター
芳田委員長



コーディネーター
小松委員長

広報広聴委員会は、議会の情報発信と皆さんからの情報収集に関する活動を行っています。
平成24年度は議会報告会・意見交換会の開催、議会だよりのリニューアルなどに取り組みました。

平成23年9月に議会基本条例が制定されてから、議会の活動が活発になっています。

今回は、皆さんにその活動を体験してもらおうと考えました。通常年4回の定例会や常任委員会・特別委員会以外に、議会はこんな活動をしています。



議会基本条例制定… その後の活動日誌

- 平成23年
 - 9月 1日 議会基本条例の施行
 - 11月 28日 第1回広報広聴委員会
 - 12月 5日 第2回政策調査・研究委員会
 - 12月 12日 第2回広報広聴委員会
- 平成24年
 - 1月 18日 第3回政策調査・研究委員会
 - 1月 18日 第3回広報広聴委員会
 - 2月 15日 第4回広報広聴委員会
 - 2月 18日 第4回政策調査・研究委員会
 - 3月 7日 第5回広報広聴委員会
 - 3月 27日 第5回政策調査・研究委員会
 - 4月 4日 第6回広報広聴委員会
 - 4月 13日 第7回広報広聴委員会
 - 5月 7日 第8回広報広聴委員会
 - 5月 17日 議会報告会(栗野)
 - 5月 22日 議会報告会(北犬飼)
 - 5月 24日 議会報告会(北押原)
 - 6月 28日 議会報告会(中央)
 - 6月 13日 第9回広報広聴委員会
 - 6月 15日 第6回政策調査・研究委員会

予算の要望を行いました。

予算検討委員会を組織して、平成25年度予算への要望を市に行いました。現在は平成26年度予算要望に向けて、活動中です。



市民の意見を研究して市に政策提言をしていきます。今年は条例案を作りました。



赤坂委員長

政策調査・研究委員会

議会報告会と意見交換会で出された意見や要望などを審議する組織です。調査・研究して政策につなげていきます。

議会基本条例に基づき活動しています！

開かれた議会と鹿沼市の発展のために定めた議会基本条例。自らの「チカラ」で議員が様々な活動をしています。



議会のことを説明したい。市民の声を集めたい。そんな思いで行いました。



芳田班長



塩入班長



小川班長



富久田班長代理

歯科条例の制定

平成25年3月に「鹿沼市歯と口腔の健康づくり推進条例」を議員の手で制定しました。

議会報告会・意見交換会

議会の活動や報酬・政務活動費などを市民の皆さんに報告すると共に、地元の皆さんの意見や要望などを共有する会合です。

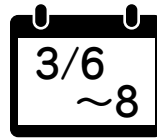
19日	3月	13日	2月	30日	10月	1月	平成25年	18日	7月	12月	29日	1日	11月	31日	30日	29日	26日	25日	17日	15日	16日	11日	1日	10月	19日	9月	27日	8月	24日	18日	2日	7月
例の制定	歯と口腔の健康づくり推進条例の制定	議員全員協議会（予算要望回答）	第14回広報広聴委員会	第13回政策調査・研究委員会	第13回政策調査・研究委員会	第13回広報広聴委員会	平成25年	第13回広報広聴委員会	第12回政策調査・研究委員会	第11回政策調査・研究委員会	第11回政策調査・研究委員会	予算検討委員会	11月	議会報告会（清州・南摩）	議会報告会（北部・永野）	議会報告会（西大宮）	議会報告会（南押原・東大宮）	議会報告会（板荷・粕尾）	議会報告会（加蘇・東部）	議会報告会（加蘇・東部）	予算要望書を市長に提出	議会報告会（東部台・菊沢）	第10回政策調査・研究委員会	事業仕分け	10月	第9回政策調査・研究委員会	第12回広報広聴委員会	第11回広報広聴委員会	第8回政策調査・研究委員会	第10回広報広聴委員会	第7回政策調査・研究委員会	7月

市政を問う

給食の食物アレルギー対策について伺う



3月定例会で15人が登壇
鹿沼市政について質問をしました



質問
近年、食物アレルギーの疾患をもつ児童生徒が増加傾向にある。市の児童生徒の食物アレルギーの状況、学校や給食施設の対応状況を示せ。

答 弁
継続的に教職員の研修を行っています

平成24年度の調査で市内の小中学校に349名（全児童数の63%）、中学校に159名（全生徒数の5.6%）の食物アレルギーを有する児童生徒がいます。

現在、鹿沼市学校給食共同調理場では除去食・代替食の対応

ができていないことから今後整備計画を策定し、検討していきます。

市では今まで給食において、食物アレルギーによる大きな事故はありませんが、マニュアル等を用い栄養教諭や担当教員が児童生徒への説明も含めて事故防止対策に取り組んでいます。

またエピペンを所持する児童の在籍校では主治医等の協力により、緊急時の対処方法等の研修を行っています。今後も安全な学校給食を提供し、児童生徒が心身ともに健全な学校生活を送れるよう努めていきます。



エピペンとは

食物アレルギー、ハチ刺傷などによるアナフィラキシー（急性アレルギー反応）に対する緊急補助治療に使用され、患者や周囲の人が迅速に使えるよう開発された緊急注射用のキット。アナフィラキシーを起こす可能性の高い患者が常備することにより、発症の際に医療機関へ搬送されるまでの症状悪化防止に役立っています。

▲緊急時のための研修を実施しています。



辺地総合整備計画について伺う



質 問

辺地総合整備計画の現状と課題について伺う。

答 弁

地域主体の取り組みを、積極的に支援していきます

計画策定は、企画課から各部署へ該当事業の照会、ヒアリング等を行い事業を集約しています。計画に位置づけている事業は、地元からの要望の把握に努め、必要に応じて実態調査などを実施し、調整を行っております。

中山間地域は、農林業の基盤であるだけでなく、自然災害の防

止、自然環境の保全、癒しの空間など多面的な機能を担う重要な地域です。しかし近年は、高齢化による集落機能の低下、農林業の後継者不足、野生鳥獣被害や耕作放棄地等多くの課題に直面しています。

支援策として生活道路や林道の整備、地上波デジタル難視聴対策、耕作放棄地や野生鳥獣被害対策、生活交通の確保対策等に対する支援を推進しており、加蘇地域では菜園付き住宅「くらねの里」の整備、田舎暮らし体験事業「久我の庄」が実施されて

います。

です。

簡易水道建設事業の詳細な説明を



質 問

新規事業の簡易水道建設事業について伺う。

答 弁

簡水統合整備事業を実施します

平成25年度の簡易水道建設事業費6千857万3千円の主な内容は、工事請負費の6千万円です。内訳は浄水場の維持補修工事と水道管の敷設埋設工事、その中でも簡水統合整備事業が新規事業です。

これは粕尾簡易水道と口栗野簡易水道の間を延長600メートル、管径100ミリメートルの铸铁管

をつなぐもので工事費3千万円を計上しました。

この事業は国庫補助事業として実施する予定で補助率は4分の1となります。

粕尾簡易水道と口栗野簡易水道を平成25年度に接続し、その後、口栗野簡易水道と清洲簡易水道を接続していく予定です。

栗野地域の簡易水道を接続することにより、安定した水道水の供給と災害発生時の緊急対策などに対応することを目的としており、水道事業の効率的な運営を図っていきます。

辺地とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域のこと。地域間格差の是正を図ることを目的に制定された「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、「辺地総合整備計画」を定めた市町村に対して、辺地対策事業債等により財政上の支援が行われています。



▲田舎暮らし体験の家「古民家 久我の庄」

簡易水道とは

農村・漁村など小さな集落で101人以上5,000人以下の人々へ給水することを目標に建設された小規模な水道。
財政的・地形的に水道の建設が困難な地域へ国庫補助を行い水道を普及させる目的で設けられた行政上の名称区分。給水の水質や施設の内容は上水道と同一の基準となっています。



▲粕尾簡易水道

南押原地区の整備計画について
伺う



質 問

南押原地区の整備計画について伺う。

- ① 上水道の敷設計画、進捗状況、今後の計画
- ② 新田橋の架け替え計画

答 弁

事業拡張の重点地区として進めてまいります

- ① 地元自治会から整備要望書が提出されたことにより配水管の整備計画を5万1千491メートルとして事業を進めているところです。事業の進捗率は平成24年度現在で約56%です。

平成25年度以降も引き続き

さまざまな課題を整理しながら給水区域の整備や水源確保等の事業を進めていきます。

- ② 新しい新田橋は市道365号線の黒川にかかる橋梁で、旧新田橋の約400メートル上流に計画しています。橋長は145メートル、有効幅員は9.5メートルの予定です。新田橋の架設や道路築造については、現在市道5号線の思川で工事中の清南橋の状況を見ながら、国庫補助の導入を図り実施していきたいと考えています。



▲被災前の新田橋

順天湾国際庭園博覧会について
伺う



質 問

4月から韓国順天市で開催される順天湾国際庭園博覧会について市の出展内容等を伺う。

答 弁

開催期間を通して日本庭園とPRブースを設置します

この博覧会は「地球の庭園、順天湾」をテーマに、新しいライフスタイルとしての庭園の姿を見出すとともに世界五大沿岸湿地の一つである順天湾の保全を目的としています。

平成25年4月20日から10月20日まで開催され、23か国から34団体、日本からは鹿沼市を含め

5団体が出展する予定です。

開催期間を通して日本庭園とPRブースを設置し、7月には鹿沼の日を設け郷土芸能の披露等を行いながら来場者にアピールすることになっています。

博覧会に参加することにより欧州アジア各国で関心がたかまりつつある日本文化としての盆栽、とりわけサツキ盆栽のメッカは鹿沼市であるということや国内外にアピールし、今後の輸出拡大や海外誘客を図りたいと考えています。



▲鹿沼のサツキ盆栽の魅力を国内外に発信します。

早期に小中学校の
エアコン設置を



地籍調査について伺う



質 問
将来を担う子供のためにも、教育環境をいち早く整えるのが行政としての役割だと考える。市内小中学校のエアコン設置状況と今後の設置予定を伺う。

答 弁
室内の温度や湿度等の実態調査を進めます

小中学校37校のうち全教室にエアコンが設置されている学校は中央小学校、西中学校の2校で現在改築中の栗野第1小学校も全教室に設置する予定です。その他34校については職員室、保健室、パソコン室、図書室等に設置

質 問
市では国の補助事業による調査はまだ実施していません。圃場整備事業や土地区画整理事業を進める中で地籍調査と同等の

答 弁
①市では国の補助事業による調査はまだ実施していません。圃場整備事業や土地区画整理事業を進める中で地籍調査と同等の

②調査が進まない原因・理由は、
③今後どのように調査を進めていく予定なのか。

質 問
効果を上げている面積は21%で、これが進捗率とされています。

②多額の費用と長い期間がかかり職員の配置も必要となります。既に着手している県内の市町でも調査が進んでいないところが多い状況です。

③土地の境界を明確化することで、課税の適正化、災害復旧の円滑化、公共事業のスムーズな推進等の効果が期待でき、土地の保全と有効活用も重要な作業なので、国の指導にそって平成26年度から計画策定等、事業に着手したいと考えています。

③土地の境界を明確化することで、課税の適正化、災害復旧の円滑化、公共事業のスムーズな推進等の効果が期待でき、土地の保全と有効活用も重要な作業なので、国の指導にそって平成26年度から計画策定等、事業に着手したいと考えています。

③土地の境界を明確化することで、課税の適正化、災害復旧の円滑化、公共事業のスムーズな推進等の効果が期待でき、土地の保全と有効活用も重要な作業なので、国の指導にそって平成26年度から計画策定等、事業に着手したいと考えています。



▲西中に設置されているエアコン



▲地形的に相違する学校の実態調査を進めます。



▲地籍調査は「国土調査」の一つです。

地籍調査とは

主に市町村が主体になって一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査。現在、登記所に備え付けられている公図及び登記簿の多くは明治時代に作成されたものを元としています。

年月を経た現在においては実際の土地と公図や登記簿の内容が合致していない場合があります。

学校教育・社会教育の指導の在り方について伺う



質 問

体罰は学校教育法で禁止されているにもかかわらず指導者の行き過ぎによる暴力がある。小中学校での教師・指導者による暴力行為の実態、管理チェック体制について伺う。

答 弁

体罰は絶対にあつてはならない、許されない行為

市では平成24年度において体罰の報告はありません。体罰の起こる原因は、教職員が同僚等と相談できずに悩みを一人で抱え込んでしまうこと、「自分は正しいことをしているのだから多少

の体罰は許される」といった誤った認識が考えられます。

管理チェック体制については、報告・連絡・相談を徹底し、風通しのよい職員関係を構築すること、お互いをチェックしあえる体制を整えることができると思います。さらに指導者については地域の人々の協力を得たり、社会教育施設や団体との連携等、外部とのかかわりをもつことも管理チェック体制の構築につながる取り組みと考えられます。



▲体罰の防止に取り組んでいます。

防犯灯のLED化の推進を求め



質 問

防犯灯のLED化を推進し、市で維持管理すべきと考える。市の防犯灯の考え方や現状、今後の取り組みを伺う。

答 弁

今後新規の防犯灯はLED化してまいります

自治会等から設置要望があった新規の防犯灯は、平成23年度からLED防犯灯を設置しています。設置台数は平成24年4月1日現在で6千445基、そのうちLED防犯灯は97基です。電気代については年間電気代の2分の1相当を各自自治会へ補助して

おり、平成24年度の補助額は981万6千264円となります。蛍光管の交換等の維持管理費用は、自治会等で全額負担していただいていますので費用を把握していません。

市では防犯灯の維持管理は自治会等をお願いしています。これは市民協働の考えに基づくもので、地域の防犯対策として、地域の実情を把握する自治会自らが地域の安全確保、防犯意識、会員相互の連帯意識を高め、維持管理をしていただくことが最適であるとの考えからです。

LED防犯灯について

防犯灯は、夜間の犯罪防止や、歩行者の安全通行のために自治会等が設置管理している照明灯です。

LED防犯灯は、従来の蛍光灯のものにくらべてエネルギー効率と耐久性に優れ、省エネと維持管理経費の節減の効果がります。

またCO2排出量も蛍光灯にくらべて半減するなど地球環境に配慮した照明でもあります。



▲市内に設置されているLED防犯灯

大貫 毅 議員

ジェネリック医薬品の使用促進について伺う



小島 実 議員

行政改革について伺う



平成23年度厚生労働省作成のジェネリック医薬品の普及状況は、栃木県は23%、全国では23%です。市町村単位のデータは公

と考えています
関係機関と協議していききたいと考えています

今後、高齢化が進み医療費も増え続けると思われる。医療費を抑制し、国民健康保険制度を維持していくには、皆で議論をし、知恵を出し合っていかなければならないと考える。ジェネリック医薬品の使用促進策について伺う。

表されていませんが、市においても県と同様な状況であると思われ
ジェネリック医薬品の使用促進策としては、平成21年度にジェネリック医薬品希望カードを国保加入者全世帯に配布し、現在も窓口で配布しています。
また平成25年度からジェネリック医薬品差額通知の送付にむけて関係機関と協議していき



▲ジェネリック医薬品希望カード

ジェネリック医薬品とは

製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のこと(後発医薬品)。ジェネリック医薬品は有効性や安全性が既に確認されている先発医薬品の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができ、価格も安く設定することができます。

①多様化する市民ニーズや行政課題に的確に対応する職員を育成するため自主研修、職場研

答 弁
研修を通して職員の能力向上を図っています

- ② 全部署で朝礼を取り入れる考えはあるか。
- ③ 東日本大震災の発生した夏に実施した土曜日出勤のメリット、デメリットを示せ。

質 問
市役所全体で改善に取り組む、市民によりよい行政サービスを提供してほしい。
①職員研修全般の実態を示せ。
②一部部署では朝に、その他の部署では必要に応じて随時打ち合わせ等を行っています。業務形態がそれぞれ異なること、窓口への対応等から統一的に実施することは難しいと考えています。
③メリットは平日午後のピーク時電力の削減が図られたこと、デメリットは戸籍関係など他の自治体と連絡調整を必要とする業務に影響を与えたことが挙げられます。



▲市役所全体で改善に取り組んでいます。



谷中 恵子 議員

外国籍市民子育て支援について
伺う



質問

子育て中の日本人と外国籍の親子が交流するためにどのような手段を予定しているのか伺う。

答 弁
外国籍市民子育て支援事業を実施します

平成25年度、子供のいる外国籍市民が日本人ボランティアと日本語や生活全般を学び、日本の生活に早くなじむことを目的とした外国籍市民子育て支援事業を実施します。

初めに子育て中の外国籍市民等へニーズ調査を行い、次に子育て

中の日本人の母親を対象に保育サービスつきの日本語ボランティア養成講座を実施します。

その後、養成されたボランティアを中心に日本語教室を実施する予定です。

このことにより子育て中の外国籍市民の社会への参画を促すとともに、彼らと私たちとのつながりもでき、子供の福祉、防災、教育等の情報提供や支援が可能となります。

また外国籍市民も地域の構成員として生活し、その子供たちの学校生活の円滑化が図られ、将来、地域社会での活躍が期待されます。

芳田 利雄 議員

全国山・鉾・屋台連合会総会
「鹿沼大会」について伺う



質問

市が取り組むこの大会の意義と位置づけ、相応しい財政支援について伺う。

答 弁
全国に鹿沼市の祭りの魅力をPRします

全国山・鉾・屋台保存連合会は国の重要無形民俗文化財の指定を受けた保護団体を中心に組織されています。市での総会開催については、会員である「鹿沼いまみや付け祭り保存会」が中心となり実行委員会を組織して準備を進めています。

「鹿沼大会」は平成25年5月

18日に総会、研修会、交流会を行い、19日、まちの駅新・鹿沼宿、古峰原宮通り周辺でプレぶつけ秋祭りを開催します。市制65周年を記念する祭りとして位置づけ、全国に祭りの魅力をPRするとともに市民・観光客に楽しんでもいただき市の活性化を図りたいと考えています。

保存会に対して補助金700万円を支援し、財源として県から300万円の歳入を見込んでいます。支援の増額ではなく、職員動員等に対応し、祭りにかかわる多くの皆様の協力を得ながら大会を成功させたいと考えています。



▲全国に鹿沼市の祭りの魅力をPRします。



▲多文化共生の推進。

鹿沼市の状況

小学校63名、中学校33名合計96名の外国人の子供が市内の小中学校で学んでいます。在籍する学校数は小学校27校中17校、中学校10校中5校、親の出身国はベトナム、ブラジル、フィリピン、ペルー、中国ほか15か国に及びます。(平成25年2月27日現在)

佐藤 誠 議員

市民のニーズにそう
フォレストアリーナの運営を



質 問
利用者へのニーズに合わせるため、月曜日にトレーニング室等の施設を開館する考えはあるか。施設の運営、開館時間の状況を伺う。

答 弁
フォレストアリーナは指定管理者制度で管理運営しています。

フォレストアリーナ全体の管理運営は平成18年度より指定管理者制度を導入し、現在「公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団」が行っています。

トレーニング室の活用について

は財団より、中高年における生活習慣病の予防、20代・30代の運動習慣の形成という提案をうけています。財団ではこれらを実現するためトレーニング室の運営を専門業者に委託し現在に至っています。平成22年度に実施したアンケートでは、トレーニング室利用後、期待どおり・ある程度期待どおり68%、普通26%で、当初の目的に対し、相当程度効果をあげていると認識しています。

施設の定期点検、職員体制等、継続して安定的な経営をすすめるためには週1日の休養、休館日は必要なものと考えます。



▲トレーニング室

フォレストアリーナ開館時間

火曜日～土曜日
8:30～21:00(利用は9:00～)
※トレーニング室
10:00～21:00
日曜日
8:30～17:00(利用は9:00～)
※トレーニング室
10:00～17:00
休館日 毎週月曜日
月曜日が祝日の場合は開館。翌火曜日が振替休館日になります。

小松 英夫 議員

北小学校の校舎、屋内運動場の
整備計画について伺う



質 問
北小学校の整備計画について伺う。

①校舎の耐震事業計画
②給食配膳用エレベーターの設置について
③屋内運動場の屋根、床材の老朽化対策

答 弁
校舎、屋内運動場の耐震補強工事を計画しています。

①平成27年度に北小学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を計画しています。校舎が歴史的にも価値のある木造校舎であり外観等に配慮が必要であるた

め、慎重に進めていきたいと考えています。

②現在5年生、6年生は給食を1階から2階へ運んでいます。配膳用エレベーター設置も含めて検討し現在の態勢となった経緯があるため、今後も同様の対応をしていきたいと考えています。

③屋内運動場の屋根、床材は、平成27年の耐震補強工事の際に併せて改修を検討します。他の改修についても同時に検討をすすめる、建物の長寿化を図っていきます。



▲歴史的にも価値のある木造校舎です。

定例会で人事や意見書・決議などが決まりました。

人事

本会議で人事が決まりました。(議案第33号から議案第39号まで)

鹿沼市政治倫理審査会委員

- 田島 二三夫 (たじま ふみお・宇都宮市豊里台2丁目)
- 西村 松男 (にしむら まつお・西茂呂3丁目)
- 鈴木 康子 (すずき やすこ・日光奈良部町)
- 菅野谷 悟 (すがのや さとる・油田町)
- 戸田 和男 (とだ かずお・千渡)
- 上野 サキ (うえの さき・楡木町)
- 田島 隆雄 (たじま たかお・千渡)

▶用語解説「政治倫理審査会」

政治家の倫理を審査するために日本の国会の両院及び地方議会に置かれる委員会的組織である。

請願・陳情の結果

定例会で審査した請願、陳情の結果は次の通りです。

請願第1号 休日夜間急患診療所ならびに休日急患歯科診療所における調剤業務への薬剤師登用について **採 択**

陳情第1号 「調理員増員費」(県単補助事業)廃止に関する陳情 **採 択**

請願・陳情はこんな方法で

請願・陳情とは、市政全般について議会に実情の善処を要望することです。

そのうち議員の紹介があるものは請願になります。
A4版、署名または記名押印して提出してください。

※注意事項

- ①鹿沼市の権限内の事務に限ります。
- ②要旨や理由は簡潔に記入してください。
- ③道路・水路等は地図または略図を添付してください。

請 願 書

紹介議員 今宮 三男
氏 名 鹿沼 太郎

件名 ○○○○について
要旨 ○○○○の△△に関する
××を要望します。
理由 □□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□。

平成○○年○○月○○日
鹿沼市議会議長様

請願人代表
鹿沼市○○町○○番地○
鹿沼 太郎 (印)

議員案の結果

本会議で議員案5件を可決しました。

そのうち議員案第1号から第3号までは、平成24年9月5日地方自治法の一部改正(地方議会制度の改正)によるもので、施行期日は平成25年3月1日です。

■議員案第1号 鹿沼市議会委員会条例の一部改正について

議会の委員会規定の簡素化により、委員の選任方法、在任期間等を条例で定めたものです。

■議員案第2号 鹿沼市議会会議規則の一部改正について

本会議における、公聴会の開催、参考人の招致を条例で定めるものです。

■議員案第3号 鹿沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

政務調査費の名称を「政務活動費」に名称変更し、使途基準を規則から条例に移行することで、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるものです。また、政務活動費について、議長が透明性の確保に努めることと明記しました。

■議員案第4号 鹿沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、本市が行う歯と口腔の健康づくりに関する条例です。
施行期日は平成25年4月1日です。
(内容は次ページをご覧ください。)

■議員案第5号 市行政推進調査特別委員会の設置について

本市行政の推進施策を調査するため、特別委員会を設置しました。



鹿沼市歯と口腔の健康づくり推進条例とは

3月議会において議員の提案により成立した条例の概要をお知らせします。
平成25年4月1日から施行になります。
なお、条例本文は鹿沼市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/reiki/ml>



目的

第1条

市民がずっと健康で元気に暮らせるように

この条例により、歯と口腔の健康づくりについて次のことを行います。

- ① 基本理念を定める
- ② 市等の役割を明らかにする
- ③ 施策の基本となる事項を定める
- ④ 施策を総合的かつ計画的に推進する

基本理念

第2条

歯と口腔の健康づくりの基本的な考え方です。

- ① 市民自らが、歯と口腔の健康づくりに努めること
- ② 全ての市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質で適切な歯と口腔の保健医療サービスを受けることのできる環境の整備が図られること

役割分担

基本理念に基づきそれぞれの立場で行います。

市

第3条

歯と口腔の健康づくりの施策を総合的に作って実施する

健康、医療、福祉、教育の関係者

第4条

各業務で、歯と口腔の健康づくりの推進に努め、お互いに連携を図りながら推進する

市民

第5条

歯と口腔の健康づくりへの関心と理解を深め、生涯にわたり自分の歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組む

事業者

第6条

事業所で雇っている従業員が歯科検診等を受ける機会を確保すること、その他当該従業員の歯と口腔の健康づくりの取り組みを支援する

基本的施策

第7条

市が実施します。

- ① 乳幼児期、学齢期のむし歯の予防対策等を推進する
- ② 成人期の歯周疾患の予防対策等を推進する
- ③ 高齢期の口腔機能の維持と向上策等を推進する
- ④ 障がい者、介護を必要とする方に対する適切な歯と口腔の健康づくりを推進する
- ⑤ 歯と口腔の健康づくりについての情報の収集と普及啓発を推進する
- ⑥ このほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要なこと

基本計画

第8条

市長が計画を定めます。

- ① 歯と口腔の健康づくりの基本的な方針
 - ② 歯と口腔の健康づくりの目標
 - ③ 歯と口腔の健康づくりについて、市が総合的かつ計画的に行う施策
 - ④ このほか、歯と口腔の健康づくりについての施策を総合的・計画的に推進するために必要なこと
- ☆ 基本計画を定めるときは、あらかじめ、歯科保健医療に関して知識経験を有する者の意見を聴き、広く市民等の意見を求める
- ☆ 基本計画を定めたときは、速やかに公表する
- ☆ 必要に応じて基本計画の見直しをする



市長提出議案39件、議員提出議案5件が提出されました。
議員数25名、表決参加議員数23名（議長は表決には加わりません。）

賛否の分かれた議案

議案1 平成25年度鹿沼市一般会計予算について
(15ページをご覧ください)

議案2 平成25年度鹿沼市国民健康保険特別会計
予算について

一般被保険者療養給付費・高額療養費、後期高齢者支
援金、介護納付金、保険財政共同安定化事業拠出金等
を計上、財源として国民健康保険税、国県支出金、前期
高齢者交付金、共同事業交付金等を充て、予算総額を
111億5,240万円とする



賛
成

反
対

【政和会】小林充・谷中恵子・橋本正男
【自由民主党】 箕則男・赤坂日出男
【公明党】 荒井正行・鈴木敏雄
【明峰】 津久井健吉・増淵靖弘・横尾武男
【みんなの党】 館野裕昭・小松英夫
【無所属市民の会】 大島久幸・大貫武男・船生哲夫
【市民ネットワーク】 大貫毅・塩入佳子・小川清正
【無所属】 鯉原一男 【無所属】 佐藤誠
【未来クラブ】 小島実・湯澤英之
【日本共産党】 芳田利雄

全議員が賛成した議案

平成25年度
予算

議案3 公共下水道事業費特別会計
予算総額を25億5,320万円

議案4 簡易水道事業費特別会計
予算総額を2億6,790万円

議案5 公設地方卸売市場事業費特別会計
予算総額を1,840万円

議案6 見笹霊園事業費特別会計
予算総額を4,660万円

議案7 農業集落排水事業費特別会計
予算総額を2億440万円

議案8 介護保険特別会計
予算総額を67億4,860万円

議案9 後期高齢者医療特別会計
予算総額を9億2,290万円

議案10 財産区管理会特別会計
予算総額を440万円

議案11 水道事業会計
収益的収入・支出は、収入総額13億661万3,000円、支出総額10
億4,808万5,000円、資本的収入・支出は、収入総額2億7,591万
8,000円、支出総額7億5,204万8,000円計上

平成24年度
補正予算

議案12 平成24年度鹿沼市一般会計
3億4,073万6,000円の増、総額402億9,486万4,000円

議案13 公設地方卸売市場事業費特別会計

議案14 介護保険特別会計

議案15 財産区管理会特別会計
各特別会計の歳入歳出全般に検討を加え調整したもの

市道路線等

議案16～17 栃木・鹿沼市間の鹿沼医療圏の休日夜間急
患診療事務・休日急患歯科診療事務の受託の廃止
3月で栃木市からの休日夜間急患・休日急患歯科診療に関する事務
の受託を廃止することを栃木市と協議するため

議案18～19 市道路線の認定、変更
玉田町地内の開発行為等で、新たな道路を市道として認定し、市道
の起点・終点を変更



条例制定

議案20 空き家等の適正管理(15ページをご覧ください)
議案30 新型インフルエンザ等対策本部
新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める

条例の一部改正

議案21 特別職の職員で非常勤の報酬及び費用弁償
新たに設置する障害程度区分認定調査員の報酬額を定める
議案22 証人等の実費弁償
議会の会議で公聴会の参加者・参考人に実費弁償を支給
議案23 市長等の給与の特例
平成25年4月から平成26年3月まで、市長、副市長、教育長の給料
月額を100分の15相当額を減額する
議案24 市議会議員・非常勤職員の公務災害補償等
障害者自立支援法の一部改正で、引用する題名・条項を整理
議案25 職員の退職手当
退職手当を段階的に引き下げる
議案26 手数料条例(15ページをご覧ください)
議案27 自立支援審査会委員の定数等を定める条例等
障害者自立支援法の一部改正で、引用する題名、条項、用語を整理
する
議案28 保育所(15ページをご覧ください)
議案29 学童保育館
新たに板荷地内に板荷小学校学童保育館を設置
議案31 市営住宅
障害者自立支援法の一部改正で、引用する題名・条項を整理
議案32 都市公園
新たに花岡町地内に富士南公園を設置する

人事

議案33～39 政治倫理審査会委員の委嘱
(12ページをご覧ください)

議員提出議案

議員案1 議会委員会条例の一部改正
議員案2 議会会議規則の一部改正
議員案3 議会政務調査費の交付の条例の一部改正
議員案4 歯と口腔の健康づくり推進条例の制定
議員案5 市行政推進調査特別委員会の設置
(12ページをご覧ください)

～笑顔あふれるやさしいまちづくり～ 鹿沼市の新年度の予算です

■議案第1号 平成25年度鹿沼市一般会計予算について

393億6,000万円、対前年度比2.2%増の「積極型予算」です。地域経済活性化対策や環境対策、栗野第1小学校校舎等の整備、都市基盤の整備促進を図ります。

また、上都賀総合病院改築支援、(仮称)北部拠点保育園の整備、放射能汚染対策にも積極的に取り組みます。

新規事業は、平野早矢香杯卓球大会の開催、6カ月児以上の幼児インフルエンザワクチン接種、70歳以上の肺炎球菌ワクチン接種助成、南押原コミセン建替えの実施設計、Q-Uテストの拡大等、継続事業は、介護保険施設整備事業、小中学校の施設整備など、教育及び福祉の充実を図ります。



▲卓球の平野早矢香選手

～安心のまちづくり～ 空き家等の条例ができました

■議案第20号 鹿沼市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するためのものです。

▶用語解説「空き家条例」

空き家の所有者に適正な維持管理を義務付けるとともに、自治体が空き家の所有者に必要な措置を勧告できることなどを規定している。埼玉県所沢市が2010年7月に全国で初めて空き家条例を制定し、2010年10月1日に施行された。



▲空き家の適正な管理を

～クリーンなまちづくり～ 低炭素建築物の手数料を定めました

■議案第26号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物の新築等に関する計画の認定等に要する手数料の額を定めるためのものです。

▶用語解説「低炭素建築物」

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する、市街化区域内に建築する二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物。当該建築物の新築等に関する計画(低炭素建築物新築等計画)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。認定を受けると、所得税住宅借入金特別控除優遇や容積率緩和措置の対象となる。



▲クリーンなまちをつくろう

～多様な保育環境の整備へ～ もみやま保育園が廃園になります

■議案第28号 鹿沼市保育所条例の一部改正について

平成25年3月をもって、もみやま保育園を廃止するためのものです。

▶「なぜ廃園になったの？」

市は、近年の多様な保育ニーズに対応できる保育環境を整備し、子育て環境の一層の充実を図ることを目的として「鹿沼市保育整備計画」を策定しました。

もみやま保育園は、平成22年度に北押原地区のまなぶ保育園と村井保育園の増改築事業を支援し、各30人の定員増をすることにより民営化する計画であり、住民合意が得られたことにより廃園したものです。

計画期間は平成22年度から31年度までの10カ年です。



▲もみやま保育園

議会からの お知らせ

議会報告会・意見交換会の日程が決まりました

今年度も議会報告会・意見交換会を開催します。時期は7月に、8地区を予定しています。

詳しくは、議会ホームページまたは各「コミュニティセンターだより」等をご覧ください。

たくさんの皆様のご参加をお待ちしております。

◆内容 議会報告会（議会の活動など、質疑応答）、意見交換会

◆時間 午後7時～8時30分まで

◆場所 次のとおり（8地区）

7月 2日(火) 栗野コミセン

7月 4日(木) 東部台コミセン

7月 8日(月) 東大芦コミセン

板荷コミセン

7月 9日(火) 北部地区(情報センター)

7月16日(火) 粕尾コミセン

西大芦コミセン

7月25日(木) 北押原コミセン



議会改革調査特別委員会の中間報告です

平成25年3月5日、議会改革調査特別委員会では、議長あてに中間報告書を提出しました。

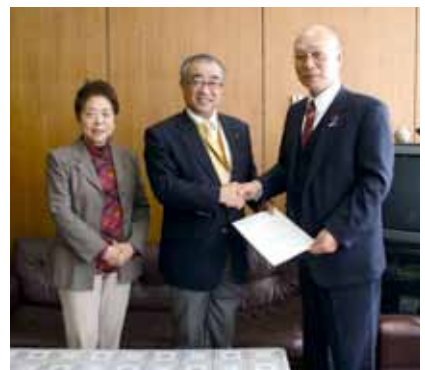
付託された調査事項のうち、予算要望について調査し、今後の予算要望制度の方針として次の4点を挙げました。

- ①執行部の予算編成作業と整合性のある制度とする
- ②要望集約の時間、議員間の議論等を確保したスケジュールを設定する
- ③議会として統一した要望を行う

④予算要望事項の検討ガイドラインを作成する

以上をもとに、基本的事項について、『予算要望実施方針』にまとめました。またこの中で、予算要望内容の基本方針として次の3点を挙げています。

- ①議会としての統一した要望とする
- ②要望内容は重点的なものに絞り込む
- ③要望事項は次年度予算に対して行う
なお、中間報告全文は市のホームページをご覧ください。



議会カレンダー ～議会を傍聴しませんか～

5月	6月						
月	火	水	木	金	土	日	
5/27	28	29	30	31	6/1	2	
10:00 議会運営委員会							
3	4	5	6	7	8	9	
10:00 本会議(第1日) 提出議案の説明							
10	11	12	13	14	15	16	
		9:00 議会運営委員会 10:00 本会議(第2日) 議案質疑・一般質問	10:00 本会議(第3日) 議案質疑・一般質問	10:00 本会議(第4日) 議案質疑・一般質問			
17	18	19	20	21	22	23	
			10:00 総務常任委員会 環境経済常任委員会	10:00 文教民生常任委員会 建設水道常任委員会			
24	25	26	27	28	29	30	
		9:00 議会運営委員会 10:00 本会議(第5日) 採決					

※なお、正式な日程は議会運営委員会で決定します。詳細は議会ホームページまたは議会事務局までお問い合わせ下さい。(電話63-2203)

ヘッドホンをどうぞ

市議会では、耳の間こえにくい方のために、議会傍聴席に4台のヘッドホンを設置しています。議会当日、ご利用の際は、議会事務局（本館2階）までお越しください。



表紙の写真は

平成24年11月、市議会議員写真展を2年ぶりに開催しました。出品の中から、今回は谷中恵子議員と鍛原一男議員の自信作を掲載します。夏らしく元気なお祭りの様子が感じられます。

